

ふくおかの森林を守る

福岡県森林環境税と森林再生の取り組み



撮影場所…福岡県八女市



この紙は福岡県産材を含む
九州間伐紙を使用しています



森林に寄り添う人たち

森林は、私たちに多くの恵みをもたらす「共有の財産」です。このかけがえのない森林が次世代に健全な状態で受け継がれるよう情熱を持って守り育てる人たちがいます。

福岡県の森林を守る林业の担い手の育成が、今まさに急務となっています。

森林の健全化や 林业後継者の育成に取り組む



森林は、水の貯留や土砂災害の防止といった多くの恵みを私たちの生活にもたらしています。このような森林の機能は、植林や間伐、成熟後の伐採という、林业のサイクルを通じて維持されてきました。しかし、木材価格の低迷や労働力の不足などにより、手をかけられない森林が増加し、それに伴い土砂災害のリスク

が高まるなど、私たちの暮らしに直接の影響を及ぼす問題が増えました。このような課題を克服しようと、森林の健全化や次世代の林业従事者の育成に取り組む人たちがいます。その一人が、八女市黒木町の横溝林业代表・横溝浩樹さん。彼が目指しているのは、林业を志す各個人のニーズに応じたスキルアップ。「私の所有林の総面積は500haに及び、広範囲に多様な状態の森林が存在しています。そのため、植林

から下草刈り、間伐、作業道の整備、皆伐、地ごしらえまで、森林作业の全工程を経験することができます。この強みを活かし、それぞれのニーズに合ったスキル向上を達成して欲しい」と横溝さんは語ります。

木材価格の低迷により林业の採算性が悪化し、森林の荒廃が進みました。



横溝浩樹 横溝林业代表／昭和51年生まれ八女市黒木町出身。地域の林业事業者で、伐採・搬出・採材に従事した後、父と二人で山林経営を開始。平成25年には横溝林业代表に就任。八女の森林再生と林业後継者の育成に尽力。



公益的機能を長期にわたり発揮できる森林を目指して。「平成19年度 八女林业コンテスト間伐の部」で福岡県知事賞を受賞した横溝林业所有の森林。



林业用機械による整備の様子。

福岡県では、健全な森林を次世代へと継承するための取り組みとして、平成20年に「福岡県森林環境税」を導入し、この税を活用して森林の再生や人材の育成等を行っています。黒木町林业振興会(※)も、平成30年度にこの税の活用による支援を受け、林业用機械「グラップル付き小型バックホウ」を導入しました。横溝さんはこの機械の重要性について「グラップルは、木材を掴む作業に必要不可欠な機械で、私たちは黒木町林业振興会からレンタルして利用しています。この機械がなければ森林作業は進められません。福岡県森林環境税のおかげで持続的な森林整備ができるようになった」と話します。

福岡県では、休日や仕事の合間に利用して森林の手入れを行う「自伐林业」の育成を目指し、自伐林业に必要な基本技術を学べる「自伐林业」が、森林の手入れを行って森林に寄り添う人たち。その存在は、担い手不足が叫ばれる福岡県の森林を照らす希望の光といえるでしょう。

福岡県の森林に寄り添う人たち。その存在は、担い手不足が叫ばれる福岡県の森林を照らす希望の光といえるでしょう。

次世代へ繋げる 持続可能な林业と森林保全



柴尾悠／昭和58年生まれ 八女市上陽町出身。大学院卒業後、東京のIT企業で技術職として勤務。地元福岡にリターン後は、八女市内のゲストハウスの経営に携わる。その後、地域の枯木を処理するため、八女市のNPO法人山村塾でチェーンソー講習を受けたことが林业就業のきっかけとなった。その時に出会った横溝林业代表の横溝浩樹さんからの説いて令和元年横溝林业のスタッフとなり、森林作業全般を学ぶ。令和6年春には、フリーランスの自伐林业(山主からの請負型)として独立予定。



『福岡県森林環境税』を通じて目指す“森林の姿”と“取り組み”

森林を「共有の財産」として守り育て、健全な状態で次世代に引き継ぐため、さまざまな施策に取り組んでいます。

① 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

人の手を必要とせず、公益的機能が長期的に発揮できる森林
→ 1. 荒廃森林の整備

自伐林业によって適切に整備された森林
→ 2. 間伐実施体制の構築

防風や景観形成などの機能を持ち、地域の住環境を保全する松林
→ 3. 松くい虫防除対策



② 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

森林ボランティアやNPO等の多様な担い手によって適切に整備された森林
→ 1. 森林づくり活動の公募

日常的に森林や木と関わりのない県民がふれあえる展示効果の高い森林
→ 2. 展示林の整備

3. 森林の重要性の情報発信

福岡県森林環境税の税率と納税者

個人県民税 均等割の 納税者	年500円 個人県民税均等割額に加算
法人県民税 均等割の 納税者	年1,000円 ~40,000円 法人県民税均等割額に5%相当額を加算

※福岡県森林環境税条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要がある時は、見直しを検討します。

【問い合わせ先】

福岡県
森林環境税の
仕組み

総務部税務課
TEL 092-643-3064
FAX 092-643-3069

福岡県
森林環境税の
使いみち

農林水産部林业振興課
TEL 092-643-3540
FAX 092-643-3541

福岡県森林環境税について、詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keepforest.html>

ホームページの検索は 福岡県森林環境税

